

原子力災害対策特別措置法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 通報すべき事象（第四条関係）

一 法第十条第一項の規定による放射線量の検出は、落雷の時に検出された場合その他原子力規制委員会規則で定める場合は検出されなかつたものとみなすこと。

二 通報すべき事象の例示を運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生したことに改めること。

第二 原子力緊急事態（第六条関係）

一 法第十五条の原子力緊急事態を判断する放射線量に係る基準を、一時間当たり五マイクロシーベルトの放射線量が二地点以上において又は十分間以上継続して検出された場合に改めること。

二 法第十五条の原子力緊急事態の発生を示す事象の例示を通常の中性子吸収材の挿入により停止することができないことに改めること。